

君津中央病院企業団議会

令和元年6月定例会会議録

君津中央病院企業団企業長田中 正は、令和元年6月20日をもって令和元年6月27日午後2時00分に木更津市桜井1010番地君津中央病院4階講堂に企業団議会を招集した。

1 出欠席議員は次のとおりである。

出席議員

1番 石井 勝、2番 渡辺厚子、3番 田中幸子、4番 小倉靖幸、5番 須永和良
6番 中川茂治、7番 永井庄一郎、8番 福原敏夫、9番 小泉義行、10番 小国 勇
11番 笹生典之、12番 杉浦弘樹

欠席議員

な し

2 職務のために議場に出席した職員は次のとおりである。

人事課主幹 國見規之

3 説明のため出席したものは次のとおりである。

企業長 田中 正、代表監査委員 金綱房雄、監査委員 磯貝睦美、病院長 海保 隆
専務理事 高橋功一、事務局長 小島進一、事務局次長兼経営企画課長 石黒穂純
庶務課長 相原直樹、人事課長 石井利明、医事課長 重信正男、管財課長 佐伯哲朗
財務課長 竹下宗久、病院長代理 畦元亮作、副院長兼学校長 氷見寿治、副院長 須藤義夫
分院長 田中治実、地域医療センター長 八木下敏志行、医療技術局長 児玉美香

4 会議に付した事件は次のとおりである。

- ・議案第1号 君津中央病院企業団監査委員の選任について
(提案理由の説明、補足説明、質疑、討論、採決)
- ・議案第2号 君津中央病院企業団病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
(提案理由の説明、補足説明、質疑、討論、採決)
- ・議案第3号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
(提案理由の説明、補足説明、質疑、討論、採決)
- ・報告第1号 平成30年度君津中央病院企業団病院事業会計継続費繰越計算書について
(報告、質疑)
- ・報告第2号 平成30年度君津中央病院企業団病院事業会計予算繰越計算書について
(報告、質疑)

(午後2時00分開会)

<議長>

皆さん、こんにちは。

初めに出席定数を確認いたします。

ただいまの出席議員数は12人でございます。

定足数に達しておりますので、令和元年6月君津中央病院企業団議会定例会を開会いたします。

ここで田中企業長より招集のご挨拶をお願いいたします。

田中企業長。

<企業長>

定例会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様におかれましてはご多忙中のところ、ご参集賜り、まことにありがとうございます。

このたび新たに企業団議員にご就任くださいました、木更津市から再選されました石井勝議員、同じく木更津市選出の渡辺厚子議員、君津市副市長の中川茂治議員におかれましては、企業団の運営にご理解とご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

諸般の報告をいたしますが、企業団の理念である良質で安全な医療の提供を遂行するため、本年7月に第三者の評価機構により5年に一度行われる病院機能評価を受審いたします。これにより、病院にかかわる事業内容全般の点検・改善を行い、病院機能の維持・向上を図ってまいります。

さて、本年は、5月に令和という新たな時代を迎えました。この新たな時代とともに、心機一転、経営の改善が図ればよいのですが、経営状況は依然厳しいものがあります。

平成30年度の決算見込みは、結果から申し上げますと、8億4,000万円もの赤字決算となってしまいました。私、企業長就任1年目でこのような結果となりましたことは大変遺憾に存じております。

また、後ほどご説明させていただきますが、赤字となった主な原因としましては、収益の少なめである入院収益が、患者数の減少により落ち込んだことが大きな要因の一つと考えております。さらに、費用面では、給与費及び材料費の増に加え、本年1月に電子カルテシステムを更新したことに伴う接続対応作業により経費が増加したことも重なり、結果、費用の増が収益の増を大幅に上回ったため、このような形となりました。今までにない入院収益の減など、これらの要因について、早急に調査・分析するよう、既に指示を出し、できることから対応を開始しております。

また、これとは別に、経営分析や経営改善計画作成等の支援業務を実績のある医療コンサルタントに委託し、早期に経営改善が図れるよう努めてまいります。

今年度は正念場の年であり、何としても経営が上向きになるよう、経営改善に向け、職員一同、一層力を合わせ、努力してまいります所存でございます。

さて、本定例会では、6月議会定例会提出案件としまして、君津中央病院企業団監査委員の選任について、君津中央病院企業団病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例の制定についてのほか1議案と、平成30年度君津中央病院企業団病院事業会計継続費繰越計算書についてのほか1報告案件を提出させていただきます。

よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます、招集のご挨拶とさせていただきます。

<議長>

日程に入るに先立ちまして、諸般の報告をいたします。

平成31年3月君津中央病院企業団議会定例会において、会期を通じての会議録署名議員に指名され

ていた住ノ江雄次議員が平成31年3月25日の定例会最終日の本会議を欠席した際に、署名議員を1名追加指名すべきところ、追加指名を行っておりませんでした。

議長において、当日の出席者のうち、田中幸子議員を署名議員に追加指名しましたので、報告をいたします。

続きまして、このたび、木更津市及び君津市の選出議員に異動がありました。

木更津市では、議員の任期満了に伴うもので、石井勝議員は再選され、住ノ江雄次議員の後任には、新たに渡辺厚子議員が選任されました。君津市は、石井清孝副市長が任期満了となったため、後任に中川茂治副市長が選任されました。

それでは、ただいまの順で、自席にて、就任のご挨拶をお願いいたします。

石井勝議員、お願いします。

<1番 石井 勝議員>

もう何年になるか忘れるぐらい昔からやっています。それで、今回で、27、28だから、25年目かな、なると思います。最初のころは本当にわかんなくて、ごちょごちょ、古い議員にいじめられてたんですけど、2年目ぐらいからは逆に、内容がわかってきたもんですから、結構言うようになって、最近では言わなきゃいけないんじゃないかと思うような気持ちになってます。今回のことも、本当はもうちょっと遠慮したかったんですけど、何か、赤字幅がひどくなってきたと聞いたもんですから、じゃ、もう一回、中央病院に行かなきゃいけないのかなと思って、みんな嫌でしょうけど、また出てきましたんで、よろしくをお願いします。

<議長>

続いて、渡辺厚子議員、よろしくをお願いします。

<2番 渡辺厚子議員>

どうも皆様、こんにちは。はじめましての方も多いかと思いますが、木更津からお邪魔しました渡辺厚子と申します。

石井勝議員がベテランでいらっしゃいますので、またいろいろ教えていただきながら、地域の皆様に喜んでいただけるよう、中央病院の改革また発展に何か少しでもお役に立てたらと思っています。微力ですけれども、しっかり勉強していきたいと思っていますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

<議長>

続きまして、君津市の中川茂治議員、お願いいたします。

<6番 中川茂治議員>

中川と申します。よろしくをお願いいたします。

4月1日から君津市の副市長ということで就任させていただくことで、今回出てきたわけでございます。これまで市原市のほうで仕事をやってまいりまして、君津市4市は初めてでございますが、地元は君津ですと、生まれから育ちもずっと君津でございますので、そういった面からも、地域の医療、これは安心・安全のまちづくりの土台と考えておりますので、そういった観点から皆さんといろいろと議論していければなというふうに考えてます。今後ともよろしくをお願いいたします。

<議長>

ありがとうございました。

続きまして、企業団で異動がございましたので、幹部職員を紹介していただきます。

事務局より紹介をお願いいたします。

小島事務局長。

<事務局長>

それでは、企業団の幹部職員を紹介させていただきます。

初めに、私、事務局長の小島進一でございます。よろしくお願いいたします。

企業長、田中正でございます。

<企業長>

よろしくお願いいたします。

<事務局長>

病院長、海保隆でございます。

<病院長>

よろしくお願いいたします。

<事務局長>

病院長代理、畦元亮作でございます。

<病院長代理>

よろしくお願いいたします。

<事務局長>

副院長兼学校長、氷見寿治でございます。

<副院長兼学校長>

よろしくお願いいたします。

<事務局長>

副院長、須藤義夫でございます。

<副院長>

よろしくお願いいたします。

<事務局長>

分院長、田中治実でございます。

<分院長>

よろしくお願いいたします。

<事務局長>

地域医療センター長、八木下敏志行でございます。

<地域医療センター長>

よろしくお願いいたします。

<事務局長>

医療技術局長、児玉美香でございます。

<医療技術局長>

よろしくお願いいたします。

<事務局長>

専務理事、高橋功一でございます。

<専務理事>

よろしくお願いいたします。

<事務局長>

事務局次長兼経営企画課長、石黒穂純でございます。

<事務局次長兼経営企画課長>

よろしくお願ひします。

<事務局長>

庶務課長、相原直樹でございます。

<庶務課長>

よろしくお願ひいたします。

<事務局長>

人事課長、石井利明でございます。

<人事課長>

よろしくお願ひいたします。

<事務局長>

医事課長、重信正男でございます。

<医事課長>

よろしくお願ひいたします。

<事務局長>

管財課長、佐伯哲朗でございます。

<管財課長>

よろしくお願ひいたします。

<事務局長>

財務課長、竹下宗久でございます。

<財務課長>

よろしくお願ひいたします。

<事務局長>

なお、看護局長の遠山美智子及び医務局理事の篠崎俊秀は、本日、諸事情により、欠席させていただきます。

以上でございます。

よろしくお願ひいたします。

<議長>

続きまして、監査委員から、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果について報告がありました。お手元に配付しておきましたので、ご了承願ひします。

本日の議事日程は、お手元に配付してございます。その順序に従ひまして会議を進めてまいりますので、ご了承願ひします。

日程第1 議席の指定について

日程第1、議席の指定を行います。

議席は議長において指定します。

石井勝議員を1番、渡辺厚子議員を2番、中川茂治議員を6番と指定いたします。

日程第2 会期の決定について

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日1日としたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議ないと認め、会期は本日1日と決定しました。

日程第3 会議録署名議員の指名について

日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第93条の規定により、議長から、小倉靖幸議員及び小泉義行議員を指名します。

日程第4 議案の上程

日程第4、議案の上程を行います。

本日は、議案3件、報告2件でございます。

朗読については省略いたしますので、ご了承願います。

なお、上程されている議案については一括して提案理由の説明を求めます。

田中企業長。

<企業長>

それでは、本定例会に提出いたしました議案の提案理由につき、ご説明申し上げます。

初めに、議案第1号 君津中央病院企業団監査委員の選任については、ただいま欠員となっている監査委員を選任するため、議会の同意を求めようとするものです。

次に、議案第2号 君津中央病院企業団病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例の制定については、消費税法及び地方交付税法が改正されたことにより、本年10月1日から消費税及び地方消費税の税率が10%に引き上げられることに伴い、企業団の病院事業料金徴収条例の一部を改正するものです。

次に、議案第3号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議については、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部改正を行うことについて協議依頼があったので、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、報告第1号 平成30年度君津中央病院企業団病院事業会計継続費繰越計算書については、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により、継続費繰越計算書を調製したもので、これを報告するものです。

次に、報告第2号 平成30年度君津中央病院企業団病院事業会計予算繰越計算書については、地方公営企業法第26条第1項の規定により、予算繰越計算書を調製したもので、同条第3項の規定により、これを報告するものです。

以上で提案理由の説明を終了いたします。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

<議長>

提案理由の説明が終わりましたので、直ちに議案を取り上げたいと思います。

議案第1号 君津中央病院企業団監査委員の選任についてを議題といたします。

事務局に補足説明を求めます。

小島事務局長。

<事務局長>

それでは、議案第1号 君津中央病院企業団監査委員の選任について補足説明いたします。

恐れ入りますが、議案書の1ページをごらんください。

当企業団では、企業団規約において監査委員2人を置き、監査委員は、病院事業の経営管理に関し識見を有する者のうちから選任することとし、その任期を4年と規定しております。去る14日に、坂元監査委員から辞職願が提出され、これを受理したため、後任者を選任するものでございます。

候補者につきましては、前富津市健康福祉部長の磯貝睦美氏であります。磯貝氏は、健康福祉部長、市民部長などを歴任され、広く市行政にご尽力されておりました。健康福祉部長として在任されていた際は、病院担当部の長として、また経営改革委員会の委員として病院運営に携わられ、病院事業に対する深い知識と経験を有し、識見豊かでありますので、監査委員にご就任いただきたく、議会の同意を得ようとするものでございます。

説明は以上でございます。

<議長>

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、採決いたします。

議案第1号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

ありがとうございました。

挙手全員であります。

議案第1号 君津中央病院企業団監査委員の選任については、原案のとおり可決されました。

それでは、ここで、磯貝睦美監査委員にご入場いただきます。

(監査委員 磯貝睦美君 入場、着席)

<議長>

それでは、ここでご挨拶をお願いいたします。

磯貝監査委員、お願いします。

<監査委員>

ただいまご紹介いただきました磯貝でございます。

議員の皆様には、このたびの監査委員就任につきましてご同意をいただきまして、まことにありがとうございます。

今後は、企業団監査委員の一人といたしまして、全力を尽くして、その職責を果たす覚悟でおりますので、どうぞよろしく願いいたします。

<議長>

ありがとうございました。

続きまして、議案第2号 君津中央病院企業団病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

事務局に補足説明を求めます。

小島事務局長。

<事務局長>

それでは、議案第2号 君津中央病院企業団病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明いたします。

恐れ入りますが、提出議案説明資料の2ページをごらんください。

まず、改正の理由でございますが、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律により、消費税法及び地方交付税法が改正され、本年10月1日より消費税及び地方消費税の税率が10%に引き上げられることに伴い、条例の一部を改正するものです。

提出議案説明資料の3ページをごらんいただきたいと思っております。条例改正の新旧対照表でございます。

まず1点目といたしまして、第2条第2項では、非課税とされているものを除いた料金の額の算定方法を定めており、第1号では、算定した額に消費税率分を乗じて加えることとしているため、消費税率の変更に伴い、乗じる率を「100分の108」から「100分の110」に改めようとするものです。

2点目といたしまして、別表に定める特別病室及び文書料については、課税対象の料金であり、その額をそれぞれ内税で定めてあるため、消費税率の変更に伴い、10%分を加えた額に改めようとするものです。

次に、資料の5ページをごらんください。3点目といたしまして、助産に係る費用のうち、文書料を除いては非課税であるため、別表備考1の規定では、別表で規定する内税料金から消費税分を除いた額とすることとしているため、消費税率の変更に伴い、除する率を「100分の108」から「100分の110」に改めようとするものでございます。

改正後の条例の施行日は、令和元年10月1日としております。

補足説明は以上となります。

<議長>

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑もないようですので、討論を省略し、採決したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、採決いたします。

議案第2号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

ありがとうございました。

挙手全員であります。

議案第2号 君津中央病院企業団病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第3号 千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県

市町村総合事務組合同約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを議題といたします。

事務局に補足説明を求めます。

小島事務局長。

<事務局長>

それでは、議案第3号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、補足説明いたします。

恐れ入りますが、提出議案説明資料の6ページをごらんください。

本件は、千葉県市町村総合事務組合からの協議依頼によるもので、一部事務組合の組織団体の増減や規約の改正を行うには、地方自治法第290条の規定により、一部事務組合を組織する各団体の議会の議決が必要とされておりますので、議会の議決を求めようとするものでございます。

協議内容でございますが、千葉県市町村総合事務組合の組織団体である香取市東庄町病院組合が令和元年8月31日をもって解散することにより、組合の組織団体の数が減少いたします。以上のことから、組合同約中の組合を組織する地方公共団体に関する規定及び共同処理する事務に係る共同処理する団体に関する規定について改正を行うものでございます。

改正後の規約の施行日は、令和元年9月1日を予定しております。

補足説明は以上となります。

<議長>

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑もないようでございますので、討論を省略し、採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、採決いたします。

議案第3号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

ありがとうございました。

挙手全員であります。

議案第3号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同約の一部を改正する規約の制定に関する協議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、報告第1号 平成30年度君津中央病院企業団病院事業会計継続費繰越計算書についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

小島事務局長。

<事務局長>

それでは、報告第1号 平成30年度君津中央病院企業団病院事業会計継続費繰越計算書について補足説明いたします。

議案書の4ページをごらんください。

地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により、継続費に係る毎事業年度の支出予定額のうち、当該年度内に支払い義務が生じなかったものがある場合は、継続年度の終わりまで逐次繰り越して使用することができ、その場合は、継続費繰越額の使用に関する計画を継続費繰越計算書をもって議会

に報告することとされております。

平成29年度君津中央病院企業団病院事業会計予算では、第5条に平成29年度から31年度までの3か年にわたる継続事業として本院の外壁改修工事を定めており、資料5ページの継続費繰越計算書の左から4列目に記載のとおり、継続費の総額は5億3,291万1,000円としておりました。平成30年度継続費予算現額は、予算計上額で示す30年度予算での年割額1億2,417万円と、その右、前年度繰越額で示す平成29年度年割額からの繰り越し分1億5,785万5,000円の合計額である2億8,202万5,000円となりますが、計算書の中ほどに記載のとおり、平成30年度中に発生した支払いはありませんでしたので、この額を次年度に繰り越して使用しようとするものでございます。

なお、繰越額の財源につきましては、建設改良積立金を予定しております。

補足説明は以上となります。

<議長>

報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

須永議員。

<5番 須永和良議員>

支払い義務が発生しなかった理由について教えてください。

<議長>

竹下財務課長。

<財務課長>

当該工事についての契約は、平成30年の2月26日に外壁改修工事本体工事の契約、続いて、同年の3月19日に同工事の管理業務委託をまずは結んでおりますが、この2年間、29年と30年の間では、前払い等の請求等も一切なかったことにより、当該工事に係る支出額が発生しなかったものでございます。

<議長>

須永議員。

<5番 須永和良議員>

それは何で請求が上がってこないんでしょうか。請求が上がってくることを見越して予算を組んでから、その予算を議会が認めている以上、その年度で執行するのが普通だと思うんですけど、それは何で、請求が上がってこなかったから、それでいいということでしょうか。

<議長>

竹下財務課長。

<財務課長>

今回の契約期の年割額につきましては、病院の外壁全体に対して、西及び東棟の工区ごとに工事費を割り出して各年割額を求めた金額を、執行課である管財課からの要求に基づいて年割額として設定したものでございます。ということで、前払いの発生を予想して設けたものではございませんので。あと、前払い金につきましても、当企業団のほうから積極的に前払いの請求を促すものではないというふうに解しておりますので、先ほどご説明のとおり、支払い等は一切発生しなかったというものでございます。

<議長>

須永議員。

< 5番 須永和美議員 >

何かちょっとよくわからないんですけど、継続費として計上しておいて、これ、結局、来年度、来年度分の予算を上げれば、結局、来年度で一括で払っちゃうということになりますよね、2億と残りの3年度分を。となると、じゃ、何で継続費3年間でやってたの、となると、工区ごとという説明だろうけど、その、いつ支払いが発生するかのイニシアチブというか、そのあれは業者側にあるわけですか。こっち側として、計画的に経営していく上で、ここのタイミングでこう支払いをという話じゃないんでしょうか。

<議長>

竹下財務課長。

<財務課長>

現金の支払い、現金の流出という面から考えますと、今、議員のご指摘も当てはまる部分もあるかと思いますが、もともと継続費につきましては、単年度で終わらない、単年度で終えることのできないものをあらかじめ契約して、それを年割額を設定して議会の承認を得ようとするものでございますので、各年度においての年割額に対して支払いが発生しないことをもって、我々のほうとしては、それを、先ほど申し上げたとおり、業者のほうに積極的に前払い請求を促す必要はないというふうに考えております。

<議長>

須永議員。

< 5番 須永和美議員 >

わかりました。何か、わかったような……、ちょっと何か、どうも何か納得いかないんですけど、ちなみに、これ、消費税の後になったからって、消費税分がふえるってものじゃないですよ、増税分。

<議長>

竹下財務課長。

<財務課長>

当該工事についての支払いに関しては、契約時点の消費税率が適用されるものでございます。

<議長>

須永議員。

< 5番 須永和美議員 >

わかりました。何でしょう、事故繰越じゃなくて、通常のこういう繰越で、ちょっと市役所で余り見たことがなかったんで、ちょっと不思議だなと思ったんですけど、特段問題はないというご認識であるならば、そういうものなのかなと思うんですが、ただ、例えば、会社側の都合で、ということはですよ、例えば一般論として、この会社がどうこうじゃなくて、会社側の都合で、ことしもらっちゃうよりは、来年もらったほうが会社的に、例えば所得とかの関係、法人税とかの関係ね、という判断で、請求書をいつ上げるかは会社側次第ということが、やろうと思えば、できるということですね。

<議長>

竹下財務課長。

<財務課長>

想定部分が具体的にどのようなところまでを指してらっしゃるのかが、ちょっとはかりかねるところではありますが、例えば、年割額自体は設けておりますので、あらかじめ、それを超えるような過大な支払い請求がある場合については、当然、その根拠に関しては確認して対応することにはなるとは思

います。

ご指摘のように、例えば、業者が例えば3年間で5億の払い、業者が根拠もなく初年度に5億円請求したから、じゃ、5億円を払うのかと言われてれば、まずは年割額と照らして妥当であるかどうか、あとはもう一つは、前に払う場合は、基本、工事は請負ですので、前に払う場合は、先ほど申し上げているとおり、前払い、当企業団の規定に従っているかどうかというのが観点になりますので、それらに照らして適切に対応することになると思います。

<議長>

よろしいですか。

<5番 須永和良議員>

はい。

<議長>

ほかに質疑ございませんか。

渡辺議員。

<2番 渡辺厚子議員>

5ページにございます表でございますけれども、財源につきましては建設改良積立金ということなんです、この積立金の残高について教えてください。

<議長>

竹下財務課長。

<財務課長>

平成30年度……、申しわけございません、平成31年3月末時点で建設改良費の残高は6億7,000万円でございます。

<議長>

渡辺議員。

<2番 渡辺厚子議員>

この事業が終わった後、またこの改良積立金を活用して何か取り組まれる事業の予定等ございますか。

<議長>

竹下財務課長。

<財務課長>

ご質問にあったように、この事業に対して建設改良積立金を充てるというものは現時点ではございません。

<議長>

よろしいですか。

渡辺議員。

<2番 渡辺厚子議員>

この積立金を今後使う予定のものというのではないかというお尋ねなんです、何か、的を射てないですか、私の。

(「違う、積立金の残高が……」の声あり)

積立金の残高、さっき言われましたけども……。

(「今後、執行される事業予定があるか」の声あり)

<議長>

竹下財務課長。

<財務課長>

今回のこの外壁工事以外で具体的に予定しているものはございません。すみません、ちょっと回答が不明瞭で申しわけございません。

(「わかりました」の声あり)

<議長>

石井議員。

<1番 石井 勝議員>

初めて出てきたと思って考えてください。この外壁工事にかかる予算というのは、結局幾らだったんですかね。

それと、もう一つは、たしか今度は聞いたことによると、業者に少しかぶせるということで話があったんですけど、その経過についてはどうなったのか、教えてください。

それから、外壁の総予算がたしか4億9,000万円ぐらいですよ。今回、その2億何千万円払えば、あと残りはこれだけになるということを、ちょっと数字で示してもらいたいと思います。

<議長>

竹下財務課長。

<財務課長>

ご質問いただいた項目について順を追ってご説明を申し上げます。

表のほうに示してございます、5ページの表の、列にしまして左から4つ目に掲げてございますとおり、29年度で提出いたしました予算で認められたものは総額として5億3,291万1,000円でございます。現時点で、これに係る、既に契約を終えているものでございますが、先ほど2点ほど申し上げましたが、平成30年の2月26日に本体工事の契約を済ませております。そちらは4億6,224万円。そして、この工事に対します監理業務委託契約、これが3月19日、当年の3月19日に締結しておりますが、こちらが1,090万8,000円。そして、平成31年の2月13日に、着手してからの諸事情の理由により、変更契約を結んでおります。ここで本体工事、先ほどの約4億6,200万円に対して、2,587万320円の追加が発生しております。今申し上げた本体工事の分と工事の監理業務委託の分を合わせまして、現時点では4億9,901万8,320円が現時点での締結の累計額となっております。

あと、先ほどの質問の中で、1点目ですかね、業者、上乘せという部分は……

<議長>

高橋専務理事。

<専務理事>

ご質問の中で、外壁の改修工事につきまして、破損している、タイルが破損している部分の改修部分につきましては、具体的な資料は今、手持ちにはございませんが、一般競争入札で入札した業者は、その部分については金額を入れていなかったということで、実質的に向こうの負担であるというふうに当方としては理解しております。

以上でございます。

<議長>

石井議員。

<1番 石井 勝議員>

さっき言ったように、たしか建設にあずかった業者が幾らか出すという話はずっと進んでたんですけど、その件についてはなしになったんですかね。

<議長>

高橋専務理事。

<専務理事>

今、私の説明が簡明ではなかったかもしれません。その破損している部分のタイルの改修については、実質的には業者の負担という、そういう入札結果になりました。

以上でございます。

<議長>

石井議員。

<1番 石井 勝議員>

その4億9,000万円について、業者が……

<議長>

どうぞ、マイクをお使いください。

<1番 石井 勝議員>

その工事というのはもたない、もたないということなんですかね。そのタイルは結構ですけども、要するに工事費全体が4億9,000万円かかるのに対して、たしか、業者に話をして何とかという話を前、言っていたと思うんですけど、それは立ち消えになったんですか。

<議長>

高橋専務理事。

<専務理事>

タイルの損傷につきましては、その工事の発注以前に、当該施工業者とですね、その費用の負担、工事をした際の費用の負担については、相手に求めておりました。結果として、この当該工事につきましては一般競争入札になりましたが、その中で、先ほど申し上げたように、その改修部分については、当該業者は金額を入れていなかったということでございます。それ以外の損傷してない部分については金額を入れてきたということで、それで契約になったということで理解しています。

以上でございます。

(「もう一回」の声あり)

<議長>

石井議員。

<1番 石井 勝議員>

要するに、業者が、この建物を建てた業者が責任を負ったのはタイルだけだったんですかね。

<議長>

高橋専務理事。

<専務理事>

破損している部分の工事については、業者が事実上負担したという理解でございます。

(「要するに……」の声あり)

<議長>

石井議員。

<1番 石井 勝議員>

要するに、4億9,000万円は、この病院が、壊れたにかかわらず、出したということで、出す、出した、出したということになるわけですね。そのタイルは何千万かわかんないですけどね、要するに4億9,000万円かかって、ここで払うわけですから、それは業者の責任じゃなく、この病院として補修をしたということになるわけですね。

<議長>

高橋専務理事。

<専務理事>

それは先生のおっしゃるとおりです。今回の外壁の改修工事につきましては、破損個所の補修と、あわせてまして既存の現在破損してない部分の長寿命化の工事でございますので、その破損してない部分については当方での負担ということで理解しております。

<議長>

よろしいでしょうか。

ほかにご質疑ございますか。ございませんか。

(「はい」の声あり)

ほかにも質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

続きまして、報告第2号 平成30年度君津中央病院企業団病院事業会計予算繰越計算書についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

小島事務局長。

<事務局長>

それでは、報告第2号 平成30年度君津中央病院企業団病院事業会計予算繰越計算書について、ご説明いたします。

恐れ入りますが、議案書の6ページをごらんください。

地方公営企業法第26条第1項では、予算に定めた地方公営企業の建設または改良に要する経費のうち年度内に支払い義務が生じなかったものがある場合においては、管理者は、その額を翌年度に繰り越して使用することができるかと規定されており、その場合、繰越額の使用に関する計画を議会に報告しなければならないとされています。

本件は、7ページ、予算繰越計算書に記載しております。平成30年度予算において、建設改良費で行う予定としておりました心カテ室増設工事について、優先すべき他の建設工事が発生したことにより、当該工事の完工時期が本年まで延びることとなったため、予算計上額1億800万円から実施設計業務委託料549万9,360円を除いた1億250万640円を次年度へ繰り越して使用するものです。

なお、繰り越しに係る額の財源は、損益勘定留保資金となります。

補足説明は以上となります。

<議長>

報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

須永議員。

<5番 須永和良議員>

つまり、始めようと思ったら、関連工事が発生したから、その途中までというか、設計部分までの部分だけ支払ってあって、残り部分は回しましたよという理解でよろしいでしょうか。

<議長>

竹下財務課長。

<財務課長>

はい、おっしゃるとおりでございます。

<議長>

須永議員。

<5番 須永和良議員>

はい、ということは、次、何聞かれるか、わかりますよね、竹下さん。ということは、先ほどの外壁のほうも着工してるんでしょう。着工してるんだったら、年度末で終わったところまでで、完了検査でも何でもそこまでして、請求上げてもらって、年度末分のその時点での部分を請求上げてもらって支払うのが筋でしょう、ということ。

これは議決案件じゃないので、報告なんで、指摘しておきますけど、監査委員の方もいらっしゃいますので、年度で、そこで着工しているんですから、年度末までの部分で一回支払いを上げてもらうというふうにしないと、これはやっぱりおかしいと思います。

そうじゃないと、例えば悪い、私みたいな悪い業者さんがいたとして、「悪いけど、今年度、全部1億円もらっちゃうと、所得が上がり過ぎて税金払わなきゃいけないから、来年度に回したいから、今年度はちょっと繰り越してくれ」と言ったときに、「はい、そうですよ」ってできることになっちゃうでしょう、もう着工してるのに。だから、それはおかしいですよという指摘です。

以上です。

<議長>

はい。ほかに質疑ございませんか。ございませんか。

(発言する者なし)

質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

報告は終了いたしました。

以上で本日上程の全ての議案を議了いたしました。

ただいまから、企業長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

田中企業長。

<企業長>

それでは、定例会の閉会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

本日は各市議会を終えられた後の大変お疲れのところをお集まりいただき、また、上程いたしました3議案につきましてご承認くださりまして、まことにありがとうございました。

また、磯貝監査員におかれましては、今後とも企業団の運営にご理解とご支援を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

本年は、10月からの消費税の増税を控え、なお一層厳しい経営状況になろうかと思われませんが、地域の中核病院としての使命と役割を肝に銘じ、病院経営に努めてまいりたいと存じます。

議員の皆様にはより一層のご理解、ご協力をお願い申し上げ、挨拶にかえさせていただきます。

本日はまことにありがとうございました。

<議長>

以上をもちまして本定例会を閉議し、閉会いたします。

ご苦勞さまでございました。

なお、議員の皆さんについては、この後、15時より企業団議会議員全員協議会を開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

お疲れさまでございました。

(午後2時50分閉会)